

入 札 参 加 者 の 心 得

入 札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）」に関する留意事項に従って、封書にし、提出してください。
- 6 入札情報の【注意事項】（4）により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1） 入札参加資格のない者のした入札
 - （2） 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - （3） 委任状の提出がない代理人のしたもの
 - （4） 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - （5） 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
 - （6） 金額を訂正したもの
 - （7） 下記「開札」6により提出された内訳書に記載された単価、数量・単位等による内訳金額と入札金額とが異なるもの
 - （8） 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
 - （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの
- 9 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。

開 札

- 1 入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、開札日の3日後の日（市の執務日）に、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者としてします。

また、入札結果は、速やかに、西部クリーンセンターのホームページで公表します。また、西部クリーンセンターの窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）の基づく閲覧に供するものとします。
- 5 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（くじの辞退はできません。）。
- 6 再度の競争入札において各入札者の入札金額が予定金額を超えている場合は、最も安価な入札金額をもって入札した者と協議します。
- 7 6の場合で最も安価な入札金額をもって入札もった業者が2者以上あるときは、日時及び場所を指定して、くじにより協議順位を決定します。ただし、くじにより第1位と決定した業者又は上記6の最も安価な入札金額をもって入札もった業者と協議が整わない場合は、それぞれの場合の次順位業者と協議に入り、

協議が整った場合は、当該業者を契約の相手方と決定します。

- 8 落札業者は、当該入札書の入札金額の「年度別内訳書」及び免税事業者である場合は、これに加え、「免税事業者届出書」を提出してください。免税事業者届出書の提出が無い場合、委託者は契約の相手方を課税事業者として取り扱います。

競争入札の停止、中止及び取消し

- 1 参加申請をした者又は入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとします。
- 2 市長が緊急やむを得ない理由により、競争入札を行うことができないと認めるときは、本競争入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。この場合において、本競争入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わないものとします。